

# CC-NET

Central Consultants Network

VOL. 38

〒453-0022

名古屋市中村区中島町3-3

株式会社 セントラルコンサルタンツ

TEL 052-483-5221

FAX 052-483-5223

E-MAIL niwakaikai@office.email.ne.jp

URL http://www.awiny.com



雨ニモマケズ

雨ニモマケズ

風ニモマケズ

雪ニモ夏ノ暑サニモマケヌ

丈夫ナカラダヲモチ

慾ハナク決シテ瞋ラズ

イツモシヅカニワラツテキル

一日ニ玄米四合ト

味噌ト少シノ野菜ヲタベ

アラユルコトヲ

ジブンヲカンジョウニ入レズニ

ヨクミキキシワカリ

ソシテワスレズ

野菜ノ松ノ林ノ蔭ノ

小サナ萱ブキノ小屋ニキテ

宮沢 賢治

東ニ病氣ノコドモアレバ

行ツテ看病シテヤリ

西ニツカレタ母アレバ

行ツテソノ稲ノ束ヲ負ヒ

南ニ死ニソウナ人アレバ

行ツテコハガラナクテモイムトイヒ

北ニケンクワヤソシヨウガアレバ

ツマラナイカラヤメロトイヒ

ヒドリノトキハナミダヲナガシ

サムサノナツハオロオロアルキ

ミンナニデクノボートヨバレ

ホメラレモセズ

クニモサレズ

サウイフモノニ

ワタシハナリタイ

東日本巨大地震の被災者の皆様へ

心より御見舞い申しあげます。

# 平成23年度税制改正（案）

～平成23年度税制改正（案）の中で、注目すべき項目をピックアップしました！～

## 所得税

### ●成年扶養控除の見直し（案）



23歳から69歳までの成年を一律に控除の対象としていた扶養控除について次の見直しを行います。

- ①合計所得金額400万円以下の納税者 ⇒ 引き続き控除の対象
- ②合計所得金額400万円超500万円未満 ⇒ 段階的に控除を縮減
- ③合計所得金額500万円以上 ⇒ 控除を廃止

※ ②③の場合においても、一定の扶養親族については、引き続き控除の対象とすることができます。

## 相続税

※平成23年4月1日以後の相続又は遺贈について適用します。

### ●基礎控除額の見直し（案）



相続税の基礎控除について次の見直しを行います。

【現行】	⇒	【改正案】
5,000万円超+1,000万円×法定相続人数		3,000万円+600万円×法定相続人数

### ●死亡保険金に係る非課税措置の見直し（案）



死亡保険金に係る相続税の非課税措置について次の見直しを行います。

【現行】	⇒	【改正案】
500万円×法定相続人数		500万円×次のいずれかに該当する法定相続人数
		① 未成年 ② 障害者 ③ 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

### ●相続税率の見直し（案）



相続税の税率を次のように見直します。

【改正前】	
課税額	従来税率&控除額
1,000万円以下	× 10%
3,000万円以下	× 15% - 50万円
5,000万円以下	× 20% - 200万円
1億円以下	× 30% - 700万円
3億円以下	× 40% - 1,700万円
3億円超	× 50% - 4,700万円



【改正案】	
課税額	従来税率&控除額
1,000万円以下	× 10%
3,000万円以下	× 15% - 50万円
5,000万円以下	× 20% - 200万円
1億円以下	× 30% - 700万円
2億円以下	× 40% - 1,700万円
3億円以下	× 45% - 2,700万円
6億円以下	× 50% - 4,200万円
6億円超	× 55% - 7,200万円

## 贈与税

※平成23年4月1日以後の相続又は遺贈について適用します。

### ●税率構造の見直し (案)

【改正前】

110万円控除後の額	従来税率&控除額
200万円以下	× 10%
200万円超～300万円以下	× 15% - 10万円
300万円超～400万円以下	× 20% - 25万円
400万円超～600万円以下	× 30% - 65万円
600万円超～1,000万円以下	× 40% - 125万円
1,000万円超～	× 50% - 225万円



贈与税の税率構造について、次の見直しを行います。



【改正案】



税率の引下げ

20歳以上の子・孫・ひ孫が受贈した場合

110万円控除後の額	従来税率&控除額
200万円以下	× 10%
200万円超～400万円以下	× 15% - 10万円
400万円超～600万円以下	× 20% - 30万円
600万円超～1,000万円以下	× 30% - 90万円
1,000万円超～1,500万円以下	× 40% - 190万円
1,500万円超～3,000万円以下	× 45% - 265万円
3,000万円超～4,500万円以下	× 50% - 415万円
4,500万円超～	× 50% - 640万円

税率の引上げ

それ以外が受贈した場合

110万円控除後の額	従来税率&控除額
200万円以下	× 10%
200万円超～300万円以下	× 15% - 10万円
300万円超～400万円以下	× 20% - 25万円
400万円超～600万円以下	× 30% - 65万円
600万円超～1,000万円以下	× 40% - 125万円
1,000万円超～1,500万円以下	× 45% - 175万円
1,500万円超～3,000万円以下	× 50% - 250万円
3,000万円超～	× 50% - 400万円

## 法人税

### ●法人税率の見直し (案)



法人税の税率について、引下げを行います。

	【現行】		【改正案】	
		年800万円以下		年800万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)

(注1) 【現行】欄カッコ内は、租税特別措置法により平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度において摘要されています。

(注2) 【改正案】欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に摘要します。



その他改正(案)については、別紙「平成23年度税制改正(案)のポイント」を御参照下さい

## This month's Theme

# 私の挑戦

冷たい冬も一段落。ようやく暖かくなってきました。暖かくなってくると今度は花粉の季節本当に大変ですよ。

子供の頃はこんなことなかったんですが、今年は特に悩まされております。

さてこの春の私の挑戦、ですが、確定申告時期で疲労がピークになっています。身体を休ませることも重要ですが、やはり鈍った身体をもう一度元気にすること、とりあえず冒頭の花粉に負けない免疫力を高める意味で、筋トレとウォーキングから始めようと思っています。

皆様の良い花粉対策、何かありましたら是非教えてください。

神谷



私が新たに挑戦したいと思っていることは月並みなようですが、ECOです。

今回の大震災を通して、電気・ガス・水道が普通に使えること、そして豊富な物資があることがどれだけありがたいことなのかを心から感じました。

これまでの生活でもなるべく無駄をださないように心がけてきましたが、新米主婦なので知識も少なく、ずいぶん無駄も多かったのではないかと思います。

まだまだ食べられる野菜のカケラ、水道水の再利用方法、電気・ガスの効率的な使用方法など普段の生活の中でも勉強しないといけないことがたくさんあります。

そして微力ではありますが小さな努力の積み重ねで、一人でもたくさんの方に物資や資源が行き渡る事を願っています。

吉田（尚）



「私の挑戦」は、挑戦といいましてもおこがましいのですが「捨てる、整理整頓」です。

毎日マスコミで知らされている災害を見たり聞いたりしていると、明日はわが身とってしまいます。一時「捨てる」というのがはやりましたが、身の回りの整理整頓など大切なものの管理場所など明確に分かるようにしなくては、特にいらぬ物、余分な物などもう一度確認をして捨てたりかたづけたりと常に身軽に行動できるようにと思っています。何でもとっておく性分で、なかなかかたづかないのが現状ですが、今こそその時だとつくづく感じます。

まわりでは、物の買占めが、社会現象となりつつあるようで、仕方が無いと思うかもしれませんが、そんな情報にも惑わされずに冷静に対処したいと思います。

抱え込むより捨てる方がずっと楽だと思えます。

三宅

この春、私が挑戦しようと思うのは、「普通の生活を送る」ということです。先日起こった東北地方太平洋沖地震以来、今までどおりのことをするにしても不謹慎であるとのムードが続きまといがちですが、敢えてそういうことはあまり気にせず（決して無関心になるということではなく）、普通の生活を送ることでこの地方にも立ち込めている閉塞感のようなものをせめて個人レベルでも吹き飛ばそうというものです。

地震が起こってから普通に生活することが難しくなっているこの国ですが、それでも不自由なく暮らせることのありがたさを再確認するとともにこのようなことが挑戦と感じなくなるような日々が戻ることを心から願います。

村瀬